# 12月25日、こども性暴力防止法が施行されます。
# こどもの安心を守る、新しい仕組み。

## こども性暴力防止法で、何が変わるの？

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業所には、性暴力を防ぐための取り組みが求められます。

これまでにも学校や保育所などでは、こどもたちを守るための様々な取り組みが行われてきました。この法律は、そうした取り組みをさらに進め、被害を「未然に防ぐ」ための仕組みを整えることで、こどもたちが安心して過ごせる環境を社会全体で作っていくためのものです。

**これまで** 信頼して任せる



**これからは** 信頼+仕組みで守る

令和8年
12月25日から



### こどもを守るための仕組み

**1 日ごろから防ぐ**

研修の実施やルール作り、こどもや保護者への周知など、日ごろから対策を行います。

**2 小さな変化を見逃さない**

面談などを通して、こどもへの危険を早期に把握します。



**3 相談しやすい体制をつくる**

こどもや保護者が安心して相談できる環境や体制を整えます。

**4 安全を確かめる**

こどもと継続的に接する従事者に性犯罪前科などがないか確認します。

### 対象となる施設や事業所は？

**「こまもろうマーク」はこどもが安心して過ごせる環境の目印です**

学校や認可保育所などは、公立・私立を問わず**全ての施設や事業者が対象となります。**

放課後児童クラブや学習塾などの事業者はこども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。




**義務対象**

- 学校（幼小中高特別支援、高等専門、高等専修学校を含む）
- 認可保育所、認定こども園
- 児童養護施設
- 障害児施設 など




**認定対象**

- 認可外保育施設
- 一時預かり、病児保育
- 放課後児童クラブ
- 学習塾、スポーツクラブ など

**気になることや心配なことがあるときは、
まずはいつも利用している施設や事業所に相談してください。**

## わたしたち大人にできること



こどもたちの安心は、法律だけで守られるものではありません。日頃からこどもと話をしておくことや、よくコミュニケーションを取り、こどものいつもと違う変化にいち早く気付くことがこどもの安心につながります。

**1 自分も相手も大切にすることを伝える**

くちや水着で隠れる部分（プライベートゾーン）は自分だけの大切なところです。自分も相手もお互いに見せたり、触らせたりしないことを伝えましょう。



**2 「いや」と言っていいと伝える**

「いやなことをされたら、いやと言っていい」「いやだと言えなくてもあなたは悪くない」「いやなことをされたら大人に相談していい」ということを日ごろから伝えておきましょう。




**3 こどもの「ちょっと変？」を見逃さない**

元気がない、眠れない、集中力がない、人との距離に変化がある（接触をさける、過度に距離が近くなる）など、いつもと違う様子が見られたら「どうしたの？」と声を掛けてみましょう。



## こどもから性被害の相談を受けたら…



こどもが話してくれたら「話してくれてありがとう」「あなたは悪くないよ」と伝えましょう。疑ったり否定したりせず、寄り添いながら受け止め、一人で抱え込まず、なるべく早く専門機関などに相談しましょう。

※聞き取る内容は必要最小限にし、こどもが自分から話す内容を受け止めてください。詳しく尋ねると、記憶に影響を与える恐れがあります。

**性暴力の疑いがある、性暴力が起きたときの相談先**

- 児童相談所 #189
- ワンストップ支援センター #8891
- 性犯罪被害相談電話（警察） #8103



## もっと知りたい



公式キャラクター「こまもろう」

「こどもの権利」を学ぶことで、こどもは危険に対して「いや」と言いやすくなると考えられています。また、わたしたち大人は、こどもが見せるサインを見逃さないようにすることが大切です。

こども家庭庁では、こどもたちのためにできることやこどもの権利について紹介しています。この機会に、私たちができることを考えてみませんか。

こども性暴力防止法 特設サイト「こまもろうナビ」

こどもの権利の普及啓発

こども性暴力防止法について（YouTube）

問 東郷町こども家庭センター（こども保健推進室） ☎0561-37-5813